

嬉野高等学校・嬉野高等学校嬉野校舎における運動部活動に係る活動方針

1 目的

嬉野高等学校運動部活動に係る方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」をもとに、生徒の心身の健全な成長と教職員の働き方改革の観点から、運動部活動の在り方を示すものである。

本方針の中で、本校の運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取組に関する事柄を示し、生徒の発達段階や競技レベル等を踏まえ運動部活動が最適に実施されることを目指す。

2 本校における運動部活動の基本的な考え方

(1) 運動部活動の位置づけ

運動部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として位置づけ、教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組となるよう実施する。

(2) 運動部活動の指導目標

一人ひとりの生徒が活動を通して、運動能力・競技力を高め、個性の伸長を図りながら、豊かな人間性を育むとともに、地域や保護者との連携を図り、地域社会の一員としての責任感を育てるものとする。

3 合理的で効果的な活動の推進

(1) 運動部活動の方針策定等

ア 校長は、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「運動部活動に係る活動方針」を策定し、各運動部活動の「年間の活動計画」とともに公表する。

イ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

(2) 適切な指導の実施

ア 指導にあたっては、生徒の心身の健康管理と事故防止の徹底を図り、体罰・ハラスメント行為の根絶を徹底する。また、夏季の運動部活動においては熱中症防止の徹底を図る。

イ 活動内容については、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と、生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、短時間で効率的・効果的な質への転換に努める。

ウ 運動部顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニングを導入し、生徒の発達段階に応じながら、短時間で効果が得られるような活動に努める。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動については、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように基準を設定する。

(1) 学期中の休養日

ア 学期中の休養日は原則として週当たり2日以上以上の休養日进行ける。

イ 平日少なくとも1日を休養日とする。

ウ 週休日は土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

ただし、大会等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振り替えることができる。例えば、土日の両日に大会が実施された場合、平日に休養を取るなど、翌週又は月単位、学期単位等での運用も考えられる。

(2) 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日については、生徒が学習や十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにある程度の長期休養期間を設けることについても配慮する。

(3) 活動時間

ア 一日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

ただし、競技の特性等で難しい場合は、生徒、保護者の理解と協力のもと、学校長の許可を受けることとする。

イ 定期試験日の1週間前から終了前日まで原則として活動中止とするが、公式試合等が試験終了後1か月以内にある場合、あるいは県代表として全国・九州大会に出場する部については学校長の許可を受けることとする。活動時間の規定については別に定める。

(4) 下校時刻

ア 活動時間に合わせ、下校時間を設定する。

イ 生徒が安全に帰宅できるように、日没時間や気象状況を考慮する。

5 参加する大会等の精選

運動部顧問は、高体連主催や関係競技団体主催などにより多くの大会が開催されていることから、生徒の教育上の意義や心身の健康、学習時間確保を考慮し、参加する大会等を精選するよう努める。